

# 琉球大学学術リポジトリ

## 首里城の舞台に供された組踊と知られざる組踊

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-11-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池宮, 正治, Ikemiya, Masaharu メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/2381">http://hdl.handle.net/20.500.12000/2381</a>

## 首里城の舞台に供された組踊と知られざる組踊

池宮 正治

### 一 はじめに

組踊に限らないが、琉球芸能に関する研究は、これまで根拠とさだめがたい伝聞口承資料を、さして疑義をはさむでもなく根拠とすることが多かったように思われる。言うまでもないことながら、同時代の資料を尊重して論述すべく、そうした資料を発掘援用していつそう真実に迫りたいというのが、筆者年来の願望である。その場合琉球芸能を御冠船芸能といううえは、そうした芸能の有力な発進地であった王府資料を駆使することが捷徑であるはずだ。こうした観点から、先に「組踊の作者は正しく伝えられたか」（琉球大学法文学部紀要日本東洋文化論集二号一九九六年三月）で、組踊の作者が果して正しく伝えられてきたのか、を考えてきた。ついで「組踊に関する資料三件」（琉球大学法文学部紀要日本東洋文化論集六号二〇〇〇年三月）では、江戸上りのさいの芸能見聞よりも、薩摩城下の日常的な小屋通いに着目すべきこと、特に朝薫組踊の成立に関して、浄瑠璃や歌舞伎といった芝居（狂言）との接触の可能性を述べた。また（財）海洋博覧会記念公園管理財団から出された首里城普及書『御冠船踊―組踊と舞踊』（二〇〇〇年二月）では、組踊の解説「組踊とは」で、申年冠船（一八〇〇）に上演が確認されている、辺土名親雲上作の「忠士身替の巻」のなかの有名な「波平大主道行口説」が、四半世紀前の乾隆四一（一七七

六)年、伊勢志摩に漂到した泊の馬艦船の船員がすでに歌っていることが、記録されていることを述べた。と言うことは、この組踊が尚穆王と尚温王の冊封の間に作られた可能性があるということであり、この時期まだ組踊が冊封使歓待のために作り演じられるという緊縛が強かったことを考えれば、つまり、この組踊は、一七五六年の尚穆王の冊封使歓待の宴に供されたのかも知れない。そうだとすれば、あるいはまた朝薫の子奥平朝喜や田里朝直とともに、もう一人の踊奉行がいた可能性も出てくるわけである。一七一九年組踊を始めた朝薫の時代には、朝薫一人が踊奉行だった。一般に踊奉行は按司奉行一人・親方奉行一人・親雲上奉行三人というのが定式である。さすれば二回目はその過渡の状況とも理解できるのではないか。

それにしても分からないことが多すぎる。本稿では、始めに一八〇〇年以降の四回の冊封使渡来に際して、首里城の舞台にいかなる組踊がどの程度提供されたか、手元の資料を使って紹介したい。ついで、首里城で供された組踊のうち未だ台本を見出せない二番につき、今後の発掘を期待して、資料を翻字するとともにその梗概を紹介する。

## 一一 冊封使歓待芸能の規模

さて、主題に入る前に、尚家文書の戊の冠船(一八三八年)の記録である『冠船躍方日記』から、冊封使歓待の組踊に関する舞台裏を紹介しよう。

この日記は「躍方」とあるように、躍方という役所の日記である。日記の冒頭、冊封使渡来の一年前の正月十九日付で、羽地按司をいわゆる按司奉行に、棚原親雲上を親雲上奉行(後に親方)に内命することから始めている。

そして当日棚原親雲上・真玉橋里之子親雲上（豊見城間切下知役となり、三月七日喜舎場里之子親雲上と交代）・本部里之子親雲上の三人にも踊奉行に任命する旨の内命があり、羽地・真玉橋・本部は二三日に、棚原は二九日に任命され、その日四人の奉行連名で矢継ぎ早に部下や関係者を任命している。与儀親雲上と豊里筑登之親雲上を中取に、宮里里之子親雲上・仲吉里之子親雲上・祖慶筑登之親雲上・祖慶筑登之の四人が筆者に、富盛筑登之・城間子・上江洲子を加勢筆者に任命している。この十四人が「冠船躍方」という、いわば役所のスタッフである。中取、筆者、加勢筆者といった役人の存在が確認されたのはこの資料が初めてのことである。

さらにこの日立方の責任者である躍師匠に、嵩元里之子親雲上・具志川里之子親雲上・浦添里之子親雲上・真境名筑登之親雲上の四人、地方の責任者である躍方歌三味線師匠には仲田里之子親雲上と泊村の新崎筑登之親雲上が任命されている。なおこの仲田は野村安趙のいわゆる御拝領工工四の楽統譜に出ている向文豪仲田朝朗とは別人である。楽統譜にでている仲田は、楽統譜によると、尚穆王代の人で、乾隆七（一七四二）年に生まれ嘉慶十九（一八一四）年に亡くなっている。従ってこの人でないことは明らかだが、戊年の歌三味線師匠仲田はこの人のゆかりの人でもあろうか。歌三味線師匠に選ばれるほどの力量の人だったと思われるのだが、まったく何も伝えられていない。もう一人の泊の新崎が新崎興順のことであることには、疑いを入れる余地はない。

その後踊奉行たちは、崎山のお茶屋御殿に保管してある、前回の冠船芸能の衣裳等の状態を吟味したあと、踊踊り、組踊、入り子踊り、獅子舞、唐棒等の稽古をどこでするのか、その稽古を何時から始めるのか、踊り方に係わる人を一挙に推薦する先例だが、そうもいかないので、追々採用ということにしようこと、踊り方で使われる品々、中でも踊童子が着る衣類を、前もって唐や大和（薩摩）に注文する先例だが、今回はどうするのか、といったことを検討している。結果普段の稽古は高所の勘定座で、道具や衣裳に使われる金銀箔の類は中国へ、若衆の板

締めのごときは大和に注文を出している。

ついで二月になると、過去二回の冊封の時の組踊を書き出し参考にする。その二回の冊封というのが、申年（一八〇〇）と辰年（一八〇八）の冠船のことである。七宴に供せられる（実際には仲秋宴以降の五宴に供される）組踊が十三番、冊封使を中国に送り、無事に帰国したことを確認して後に、家臣が祝意を込めて国王に酒肴を捧げる「御膳進上」で七番の組踊を用意する。都合二〇番であるが、重複を除くと実質十七番が組踊のレパートリーで、申年以來固定している。それにしても組踊のレパートリーがはなはだ多い。

資料としての価値もあるので、まず申年と辰年の組踊を紹介する。

#### 申年組踊

- |         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 一 銘刈子   | 一 忠孝婦人  | 一 執心鐘入   |
| 一 北山崩   | 一 巡見官   | 一 万歳敵討   |
| 一 義臣物語  | 一 女物狂   | 一 護佐丸敵討  |
| 一 孝行之巻  | 一 大城崩   | 一 忠士身替之巻 |
| 一 東辺名夜討 |         |          |
| 御膳進上之時  |         |          |
| 一 辺戸の大王 | 一 銘刈子   | 一 我数之子   |
| 一 孝女布晒  | 一 護佐丸敵討 | 一 孝行之巻   |
| 一 花売之縁  |         |          |

辰年組踊

- |         |        |            |
|---------|--------|------------|
| 一 銘刃子   | 一 執心鐘入 | 一 忠士身替之卷   |
| 一 護佐丸敵討 | 一 花売之縁 | 一 孝行之巻     |
| 一 大川敵討  | 一 巡見官  | 一 万歳敵討     |
| 一 女物狂   | 一 大城崩  | 一 久志之若按司敵討 |
| 一 義臣物語  |        |            |
| 御膳進上之時  |        |            |
| 一 刃戸之大主 | 一 姉妹敵討 | 一 本部大主     |
| 一 孝女布晒  | 一 義臣物語 | 一 執心鐘入     |
| 一 大川敵討  |        |            |

この「躍方日記」には、国王や王妃、聞得大君、世子といった貴紳の立ち会うリハーサルや、末吉遊覧とか弁嶽遊覧の時に王子按司家等に招請して上演される番組も記されているが、仲秋宴以後の本番の踊番組は紹介されていない。伊波普猷の『琉球戯曲集』に収められた底本のように、詞章までも筆録した詳細な記録として別にまとめたものようである。それ故上のように簡便にまとめた「戌年組踊」はないが、全体から集計して組踊の総数は分かっている。次のようになる。

- |         |        |       |
|---------|--------|-------|
| 一 護佐丸敵討 | 一 執心鐘入 | 一 女物狂 |
|---------|--------|-------|

一	銘苅子	一	孝行の巻	一	万歳敵討
一	義臣物語	一	大城崩	一	天願若按司敵討
一	巡見官	一	花壳之縁	一	忠士身替の巻
一	大川敵討	一	辺戸の大主	一	姉妹敵討
一	本部大主	一	東辺名夜討		

以上の十七番で、その内次の七番が「御膳進上」の時の組踊である。

一	辺戸大主	一	執心鐘入	一	姉妹敵討
一	銘苅子	一	本部大主	一	孝行の巻
一	東辺名夜討				

言うまでもなく、組踊の上演のさいは舞踊が必ずつくが、その実際については上に述べた『御冠船舞踊―組踊と舞踊』で、各リハーサルや、末吉・弁嶽遊覧の番組をことごとく紹介したので、それを参考にされたい。

最後の冠船である寅年（一八六六）の時の組踊についても、いまだ明瞭でないところもあるが、現在知り得たかぎりを記しておくことにする。寅年冠船の記録については、先の戌年冠船の「躍方日記」のごときものを入手していないので、詳しいことは分からないのである。が、『丙寅冊封諸宴席前演戯故事』という、番組を漢文で書いたもの（故事集）によると、次のような組踊を上演していることが分かる。表題も漢字八文字で書く例で、内容を吟味して現行の組踊名に直して見たものである点を断っておく。

一 孝行の巻	一 義臣物語	一 二童敵討
一 大城崩	一 忠孝婦人	一 奸臣叛主終逢戮刑(瀬長按司)
一 銘苅子	一 忠士身替の巻	
一 万歳敵討	一 花売之縁	一 執心鐘入
一 天願若按司敵討	一 伊祖の子	一 女物狂

寅年には以上の十四番だけで、これまでの組踊と比較して三番少ないが、先例通り十七番用意したのが漏れているのか、それとも十四番だけなのか、今後に残った課題である。その他に「奸臣叛主終逢戮刑」についても現段階ではどの組踊に相当するのか、結論を得ていない。それ故漢文の表題をそのまま示しておいた。なおこの組踊については後ろに故事集を紹介する。

これまでのことを整理すると、一八〇〇年、一八〇八年、一八三八年、一八六六年の四度の冊封使渡来に際して、首里城での歓待の宴席に供された組踊は次のようになる。

執心鐘入、護佐丸敵討、銘苅子、孝行の巻、女物狂(以上所謂五番)
大城崩、義臣物語、万歳敵討(以上所謂三番)、北山崩(朝直作)
忠孝婦人、巡見官、忠士身替之巻、東辺名夜討、辺戸の大主、我数之子
孝女布晒、花売之縁、大川敵討、久志之若按司敵討、姉妹敵討、本部大主

奸臣叛主終途戮刑（瀬長按司）、伊祖の子

寅年の三番の不明組踊を考慮しても、のべ実数は二五番程度であろう。ただしこれは首里躍といわれた首里城を中心にした踊奉行所管の組踊であって、冊封使が滞在する那覇では、これとは別に古くから那覇躍があつて、踊奉行を別途任命し、大使館内に設置された舞台で組踊や舞踊を提供していた。ここでも首里躍とほぼ同規模の出し物が用意されていたようである（尚家旧蔵『丙寅冊封那覇演戯故事』）。

踊りについては、伊波普猷編の『琉球戯曲集』が詳しいが、仲秋宴と重陽宴しか収められてないので、これまでのところ戌年の「躍方日記」を整理するしかない。これについては前掲の『御冠船踊―組踊と舞踊』にも紹介したが、再びここに掲げる。

老人踊り―神歌こねり、老人老女

若衆踊り―入子踊り、扇子踊り、磨踊り、笠踊り、羯鼓踊り、菊見踊り、大兼久踊り

まり踊り

女踊り―経掛踊り、手拍子踊り、天川踊り、しゅどん踊り、団扇踊り、四つ竹踊り、

柳踊り、貫花踊り

二才踊り―扇子踊り、磨踊り

その他―唐棗、獅子舞

以上二三番を認めることができる。このことは、道光十七、八（一八三七、八）年のものと思われる武嶋親雲上の書簡（『琉球雅文集』）にも裏付ける文章が見られる。

（前略）於御当地は冠船御渡来に付而、御先規通首里那覇羅被仰付、当春頃より稽古取付、最早仕組調り、此間御調部等相濟、是より先は支度にて、月六度の仕組有之、折節罷出見物仕候処、羽躍・組躍数十番に而、仕組之程驚目、恋しやなつかしや、躍とも不被思、誠に落涙袖をしぶり申事御座候（下略、傍線筆者）

この「羽躍・組躍数十番」に相当している。一回の冊封使渡来に用意しなければならない演目が意外に多いこと、驚かされるのは踊りと組踊がほぼ同数だということである。というものの、組踊のほうが何倍も長いことを考慮すれば、その分組踊の比重が際立っているのである。

### 三 知られざる組踊「我数之子」と「奸臣叛主終逢戮刑」

これまで述べたところで、申年冠船の御膳進上の時に「我数之子」、寅年に「奸臣叛主終逢戮刑」が上演されたことが分かっている。だがこの二番の組踊は首里城で上演された組踊にもかかわらず、台本が残ることなく忘れ去られている。注意を喚起し今後発見されることを願って、この組踊の「物語」を紹介する。

「我数之子」の物語については『琉球国旧記』（一七三一年）巻五「米次城」の所にもある。これには「我瀬之

子」とあつて次のような物語を記している。

俗諺に曰く、昔米次按司なる者有り。嘗て此に居る。其の夫人、資質貞靜、器量敏捷に而、傾国之色、絶世之姿有り。一日我瀬之子之れを見て心に深く慕う。心を焦がし思いを勞し、日を度ること年の如し。忽ち奇巧を起し、按司の府上に到りて曰く、今日は天晴れ雲収まり、海靜かにして風清し。鷗は沙上に翔び、魚は波面に戯れる。光景無窮。蓋ぞ往漁せざるや。按司之れを聞いて大いに喜ぶ。夫人之れを止めて曰く、妾昨夜夢を見るに甚だ悪し。恐らく舟覆り溺没する有らん。宜しく往漁すべからず。再三之れを止める。按司聴かず。遂に他と同一に海中に到り、網を撒き魚を捕る。時に我瀬、間に乘じて按司を海中に撤つ。即ち鋒を取り、刺死す。我瀬府上に到り其の夫人を侵すを要す。夫人敢えて聴かず。我瀬怒りて一劍を把り、將に以て刺死せんとす。夫人乃ち騙言をして曰く、按司已に薨じて未だ数月を聞せず。吾此に住み而姪するに忍えざる也。必ず吉日を撰び、同に他山に往き、木を伐り屋を結ばん。以て汝の言を聴く。我瀬大いに喜び月日を約定す。已に其の時に届り、夫人一女兒を率い窈に一鑿を懷し、同に我瀬嵩に登り他に勧めて酒を飲みしむ。酩酊然太いに酔う。即ち両手を以て樹を抱き、以て計量をなす時に小鑿を出し、他の兩の掌上を打穿ち、遂に刺死を致す。然るに歴年已に久しく、未だ何の代に而築くを知らず。(原漢文)

また『球陽』の「遺老説伝」にもこの話があり、さらに詳しくこの物語を伝えている。

往古の時、米次按司なる者有り。嘗て米次城に居る。其の夫人、資質貞靜、器量敏捷にして、傾国の色、絶世の姿有り。一日、我瀬之子、倏然之れを見、深く以て之れを思慕し、焦心勞辛、日を度ること年の如し。忽ち奇巧の謀を起し、按司の府上に至りて曰く、今日、雨晴れ雲収まり、海靜かにして風清く、鷗沙上に翔け、魚

波面に戯れて、光景窮り無し。盖んぞ海に往き魚を漁し、以て娛樂を為さざるやと。按司欣喜す。夫人之れを止めて曰く、妾、昨夜見るの夢甚だ悪し。恐らくは舟を覆し溺没すること有らん。宜しく往きて漁し以て遊ぶべからずと。強請之れを諫むるも、按司敢て聽從せず。遂に他と同一海に到り、撒網して魚を漁す。按司深く漁魚を食り、皆て他処を窺ひ見ず。我瀬之子、即ち一鋒を抜き取り、按司を刺殺し、海中に擲棄す。傍觀の人、咬齒怨惡するも、敢て多くは言はず。密かに之れを夫人に聞す。夫人之れを聞き哭慟甚だ極まる。大いに怪とし且つ異とし、窈かに城外に出でて隠居す。我瀬喜悅し其の夫人を侵さんとし、已に他の府上に至る。夫人逃去して其の府に在らず。我瀬急ぎ檄文を發し、各処に尋覓す。是れに由りて夫人、売塩の婦に装扮し、時を得て仇を報ぜんとし、以て巡行を致す。偶々途中に遇ふ。我瀬、商婦為るに非ずと疑ひ、身边に召來りて仔細に驗看し、再三鞠問して、其の夫人たるを知り、強ひて夫人を府上に邀へ、亦侵し通ぜんとす。夫人肯て聽從せず。我瀬怒りて一劍を把り、將に以て刺死せんとす。夫人死に甘んじ刺すを請ふ。我瀬刺死するに忍びず、將に以て強奸せんとす。夫人乃ち騙言を為して曰く、按司已に薨じ、未だ数月を聞せず。妾、此に住りて奸淫するに忍びず。必ず吉日を撰び、共に某山に往き、木を伐り宮を結び、以て汝の言を聽かんと。我瀬大いに喜び、日期を約定す。已に其の日に届り、夫人一女児を率へ、窈かに一鑿を懷にし、共に我瀬嵩に登り、他に飲酒を勧む。我瀬、欣然として大いに喜び、酩然として大いに酔ふ。夫人、我瀬をして両手もて樹を抱き、以て其の材を量らしむ。我瀬、夫人の命を領し、天を仰ぎ樹を抱く。即ち夫人密かに小鑿を出し、他の兩掌の上に打ち穿つ。我瀬罪を請ひ命を救へと。夫人、再三罵叱し、遂に刺殺を致し、以て按司の仇を報ず。然れども歴年已に久しく、従りて稽詳する莫し。(原漢文。訓みは嘉手納宗徳編『球陽外卷遺老説伝』一九七八年による)

なお、組踊が「我数之子」、「旧記」と遺老説伝に「我瀬之子」とあって文字がことなるが、これは同一名の異表記である。琉球では、我如古、我那覇、我那部、我那謝、我那喜屋、我那我、我那屋我地、古我地などのように「我」を「ガ」と発音する傾向がある。地名の数久田はシクタで、つまり「数」はシとも読んだ。一方「瀬」は、瀬那覇、瀬良垣、瀬底、瀬長、瀬嵩、三重瀬、十貫瀬と多用され、シまたはジと発音される。とすれば「我瀬之子」「我数之子」は「ガシヌシー」と発音されたであろうと、容易に想像される。伊芸弘子の『沖繩首里の昔話―小橋川共寛のチティバナシー』（一九九二）にも、全体は粗筋のようにやせ細っているが、この話がおさめられている（「米須按司の妻の仇討（米須按司の妻の話）」）。この中で「ガシージラー」とでている。言うまでもなく「ガシー」は「我数」「我瀬」の読みであって、「ジラー」は董名の「次良」（次郎からの変化）である。これは後世付いたのかもしれない。沖繩の姓も大抵地名に由来しているのであるが、『琉球国由来記』卷十三の大里間切稲嶺村に「我瀬殿」とあって、稲嶺の小地名である。

もう一つ、この物語は、石垣市の八重山博物館収蔵の識名信升氏旧蔵文書および喜舎場英勝氏筆の「御教条註解」（写本）に、候文の形でも残っている。細部では上の「旧記」と異なるところがあり、こちらのほうが詳細に書かれてもいて、今後の台本探しにも有益だし、説話としても面白いのでここに全文掲げることにする。

#### 亡夫敵討之事

往古南山に赤峯之比屋と申者、北山之大王、今棉仁按司之嫡子に而候得共、生質凶逆之者候故、朝夕漁獵を事として、或は海辺に往来、或は野辺江横行して、至極自慢に暮候故、大切成家跡相続しがたく、次男を相立候。依之亦妬差発、尊弟を殺害之企有之候故、父按司右之躰察入、可打果と仕候付、則逃走、南山之内潮平村に永々

隠居、夫より与座村引越、所之住人手田峯之比屋女子を娶、男子致出産、名を我数子と申候。此人、性悪敷、平常無情之挙動に候故、婦人を見合、縁組之約束仕候得共、右仕形に付而は、世上狼虎之様に恐れ遠け、女子を遣者曾而無之。最早四拾余歳に及候迄、妻と申者無之、浅間敷次第、残念存居候。然處米次世之按司婦人は、沈魚落雁羞花之姿、殊更氣量才柄無比類由承、折を計而見申候処、忽恋慕之心差発、如何にして夫之按司を失しめ、婦人を引取、致内応候はゞ、日頃之恥辱を雪、悪名を取替し候儀も可有之と存、段々陰謀を廻し、終に米次之元江罷出、按司対面して申候は、此内は多用に被遮、步行差留候故、鬱氣に迫り退屈に候。時分は中春之折柄に而、春風溫和に有之。万花盛を争、四方之気色面白候。此時に罷出、方々致步行、鍋小堀辺江罷越、遊舟に而網をつかへ、釣杯仕候はゞ余命を延ん事もあらん哉と申候得ば、米次には多年懇切に申馴候上は、件之悪意更々存外に而輒致領養候。我数には志すまじと存、舟は細少社致用意置候間、家来は無用に而、小渡浜江可被參と致約諾、先達而舟元江罷越候。米次は婦人江御申達候趣は、今日是我数同道に而野原海辺江歩行之企有之。立出候間夜入候はゞ、供二人可被差遣旨御申付候得者、婦人江は夜前御守之刀二つに折為申由夢を見、打覚、何と哉覽無心元候付、今日之御遊興は必無用被為召度旨、再三頻に留上被申候得者、逼疎々敷打過而之約束に、夢之空事を以今更異変仕候儀、不罷成由に而立出候付、婦人、按司之袂をひかへ、責而供達は被召列度旨被申候処、細少之小舟故是又不召列様にと之約諾に而候間、緩々と可被待合と袖を払へて小渡浜江被差越候。我数は存念可相遂と待兼居候処、そるへく按司も御出被成候得者、則舟を漕寄、風のまにく流行しめて、四方の気色打詠られて、彼方漕、此方懸、往古遊舟之面目を語候内、程もなく鍋小堀江漕廻、按司網を遣候最中、我数後より抱付、共に海中に打入候儀、最なひく敷有様也。我数は水れん之達者、按司絶命に及させ候而浮上り、右舟に乗り、多年之願望今日に相遂候儀、是命期之内之福分也迎、喜悅不斜、最早早々按司之

婦人可致誘引迎漕婦し、惡意之程社おとろ敷相見得候。扱按司之婦人は御出立、早速御身を清められ、観音菩薩に祈願を被成候而、おしんを拝みられ候処、橋下連魚得金食の家有之。是をおはんじ被成候処、橋とは舟に比ひ、金食は按司になぞらひ、則連魚之食物に御成候儀案中之事迎、倒伏悲歎性氣を被失候処、諸臣共各薬服を奉じて助上候得者、漸ため息を取直し、甦生被成候処、追々隣家より按司は我数之海中に抱落して魚食せしめたる由、告来候得者、又々御絶入、二時計被致息絶候処、各湯薬灸治杯して漸生出給ふこと、哀難見忍有様也。独今生は無益候間一同魚食ならんと被致悲歎候処、涙之暇御案じ出被成候は、女子事未若年候得者、只今両親も退去候はゞ、先様如何可成行哉、若哉身命存命候はゞ、敵をにらへ候事もあらんや、又後祭を絶候はゞ、則大切成元祖を失、不忠不孝之子とならん、責而此死骸をだに拾ひ弔候にましならめ迎、其子を携ひ、鍋小堀江相参、爰彼尋廻り候へば、只波音切々と高く聞へ候得者、若哉よしこる波濤に浮び給ふこともやあらんと、母子にて按司之御名を唱候処に応ずるものなく、只海辺之波音而已に候得者、無為方して立帰り母子悲嘆之折々は、敵打之術は如何してなすべき哉と、朝夕打語ひしに、敵は強暴にして我等兩人は小蝶の様なれば、何共難致して一日くくと押移候処、娘之母を勸候而申候は、人計不及時は神仏を祈るべしとて、有之上は今日より潔清にして観音菩薩を奉願上候外無之儀と申候得者、母も娘之志深厚なるを感じ、汝幼女之身として、只今之所存誠以頼母敷存候。此世も現在之様有之候はゞ、父上尊靈も嘸違敷可被思召候。我数事惡逆無道之者に而、追々我等を悩して可殺候間、早々逃走時節を相待可申と、直に縁者を頼み隠居候。我数子は思之假按司を溺死せしめ候得共、婦人之行衛不相知、方々致探索候得共不有合、此間之働徒事に相成、必至と無念に存、寝食不穩、昼夜心苦候得共、無為方罷在候。按司婦人は敵打之方便色々仕候得共、両女之身に而武勇之働も不相達、塩壳人之風情に様を替、編笠引かづき、娘召連、我数之在家を忍候処、我数早速見付家来を以相招候得共、承引不

致候付、我数差寄、各は米次按司之妻子に而可有之候、按司事先日遊舟之砌、不慮に被致溺死、苦々敷次第、私義親友之中残念至極嘆入居申候。然ば按司右通之次第千万被嘆候共無甲斐事に候。女之身独世上不被相遂儀候間、何とぞ私妾に相成、奉公被致度候。左候はゞ娘をも按司存命不相替致撫育、互に可相楽と色々言を巧、色を美にして嬉敷申勸候得者、婦人承、定而我を惱さんと之心底見及、強姦は不相成段致決定、やゝ有て、御返答之趣は御覽之通、米次世之按司妻子共に而候。夫を失ひ無頼方身と罷成、自害之存念候得共、此娘を見過兼、哀恥辱をも不願渡世之為には賤業をも仕候処、可被御憐愍由忝次第可奉畏候。乍然私事幼年より富家に素立居候故、ケ様年来長敷穢等敷家には難住居候付、新宅被成造作儀も候はゞ、兎角可慮仰候。若件之願意相叶不申候はゞ被致殺害候共、不及是非と之由、随喜之色を頭はしければ、我数喜悅之眉を開、何より最安き御望候間其方望に任し、何方にも新敷可致普請候間、少も相違被致間敷迎相別申候。夫より母子共兼々折願仕候觀音堂江致參詣、昼夜丹精を尽し、おしんを拜候処、遠山鬼得石連團との象有之候付、相共に致喜悅、其趣は遠山鬼は我数にたとへ、石連は無夫之婦に比び、團は月之十五夜になして、十五日に木之撰に山入仕候はゞ、定て強敵を平し候半と決定いたし、我数江御申遣之趣は、木撰は来る十五日吉日に而候間、御互に我数山江罷登り材木撰申度候間、其当日御供連にも不及、只御兩人巳之刻可差越候間、御方は先達て我数山江御越可被成御約由申候処、我数には弥我を慕ひ、供達も嫌ひ候上は定而山中に而良会もあらんと存、喜悅不斜、弥其通可被致候間、時刻を違間敷旨返答有之。然ば我数は来十五日我数山畢而遠山鬼となる事少も不察、寝も寤ても只管婦人之事而已思焦、一日之過るも千秋を經ることに暮し兼候儀、誠に悪意之報応難遁事に而可有之候。抑約束之当日は我数家来共召寄、今日我数山より妻を迎来候間、祝物致用意置候様にと申付、我数山江罷越、今やくと待兼居候。婦人は今日私夫之かたきを可討取迎、女子江謀委曲申合、鑿鑿致懷中、酒肴を携ひ、そるくと罷

越候処、我数は則遠見して喜悅し、色をなし、至極御待兼為仕と走迎候処、婦人焦慕に打笑、深山之冷氣は嘸邪風もあらんと存、先好酒を以邪風を御払可被成迎、瑠璃之様なる手に而酒をつぎ捧げ候得ば、我数は弥我を慕ひ候者迎、則致喜悅、段々被付気候心入之程、吳々感入候。平日は酒杯不給候得共、今日さながら雲井に飛行が如く有之候得ば社、彼娘に酌を取せ又進候得ば、一盃くと数盃を傾、忽及沈醉乱舞共仕候付、婦人時分吉と計、材木之見分取付可申と相達候得ば、さらばと打立、大木を撰び、我数大木抱、梢を見計させ、両手之重たる上江則鑿打止、鎚を以無透間致打擲候故、可働様不能成、為及絶命候。尤も女房之才智を以、猛勇なる強敵を打亡し節義全相達候儀、於当国は珍敷事之由承候也。

筆者注一 句読点、濁点は読者の便宜のため適宜付けた。底本にした喜舎場本とも劣化による判読不能の箇所があるが、相互に補完し合つてほぼ全体を復することができる。

次に故事集から「奸臣叛主終逢戮刑」（奸臣、主に叛いて終に戮刑に逢ふ）を紹介する。この故事もこれまで紹介されることがないので、まず本文を紹介した上で、後に物語を要約して紹介することにする。

### 奸臣叛主終逢戮刑

往昔有大城按司者、其為人也、平日驕傲、眼底無人、時有瀬長按司者、與大城按司累平、為敵遂興軍兵、圍攻大城斬殺按司、此時夫人及長子小按司、暗地逃走、深蔵踪影矣、瀬長按司恐有後患、欲捕殺焉、乃使傍文掛於街市、以知衆人、其榜文曰、大城按司、平常驕傲、怨貫天人、故與兵討之、然夫人及小按司、逃走無踪、若有告其踪者、厚賜褒獎、若有隱養者、罪及三族等情、

却説、大城辟臣東辺名子、逃於乱軍、從夫人小按司、於深林之中結廬躲居、只恐踪露、常有嘆曰、天雖高不取

不局、地雖廣不敢不踏、一日要到寺院拜神許願、往到半途、忽看街上有榜文、速前見之、即知榜文旨、傷感一場、心中想說我小按司命、蹇運戾事之無益、不如告訴躲處、以受褒獎、然告訴後被人指笑有、何面目見世人耶、又想說凡人事、有義不義二端、拘義就苦捨義假柔、竟捨義情轉到瀨長按司城門、告把門者曰、吾原是大城之臣東辺名子、曾因強諫故被進放、現人無入身之地、只君洞裡今日到此、不為別事要遵榜文旨、出首受賞請轉稟、按司把門者、將此事稟報按司、按司召入宮中、細問一遍、即知躲在林中之事、乃命字柴田金染、為將使往樸模焉、金染既奉命而令左右曰、我今奉主按司之命、往捕惡族、汝等一心勿慢、左右承、令果勇不怠、早到深林之中、金染與左右共圍着草廬、窺見動靜、只有一個孩童弄得風車、又有一個婦人、扯住童曰、當今之世草裡有人、隔壁有耳、汝何輕易出遊、可早進內遂携手入內、金染見之、就認大城夫人及小按司、令左右叫於門上、大城侍士忙然出來、金染向之曰、汝知我否、我乃瀨長按司大將字柴田金染也、汝細聽我言、大城按司不治仁義、不顧政事、人怨天怨、故我主按司與兵討弔、但小按司犯刑在此、我時來虜他汝早携來、侍士心中凄慘、說我欲護養小按司、以再興基業、奈令既如此、則不如與小按司同赴九泉見先按司、以迷我心志痛哭不措、金染勵声叱曰、可早携來、若致挨延我決斷、汝性命不肯宥饒、侍士見勢難逃、乍萌一計、乃婉言曰、敢求莫以強暴、我果携來、即便入內、携出焉、夫人慌來、抱小按司大哭、既而遞給一珠曰、此珠乃父爺所傳也、汝若到九泉宜把此珠奉獻父爺、言訖又哭、小按司慰母曰、慈母勿慟、我將生來再見言未畢、金染方纔起程、夫人放声大哭、把緊小按司、不放左右、猛弘夫人、綁着而去、且說侍士謂、小按司之乳母曰、我有助小按司之術、汝宜早扶夫人進內、乳母曰、有何術乎、如我可致之事雖云、女人情願委身赴事、侍士曰非汝可與之事、汝只宜侍夫人、以望事成、乳母將其言告粟夫人、請暫進內、夫人曰、吾命已在旦夕、亦望何事耶、乳母再三強諫遂進內去、再說侍士急到大慈院、拜見和尚、細告大城之顛末、哀乞救小按司性命、和尚逐一聽得、乃答曰、吾必定助救小按司、汝當暫回慰

養夫人、以待我婦、侍士百拜曰、乞大和尚憐垂恩慈言訖回去、和尚急到金染之家、金染出接曰、因為何事自遠方來、和尚曰、吾聞、大城小按司為父之故、將就死刑、我聽之下不勝悲傷、管聽、罪人不孥萬乞、察之思之、大垂仁慈、賜殘命于我、金染曰、加罪於他非我得專、乃係我主按司之命、如有所願宜稟按司、和尚曰、有理有理、但祈二十日間勿必行刑、金染准之、和尚揖謝而赴瀨長去、

却說、大城夫人遠離小按司、並不知生死、一夜偶夢心甚感之、寢食共廢出門、尋迹步足未遠、偶負薪者率然問曰、汝見奇事否、負薪者答曰、運玉林者敲禁斧斤、但今窺入其內得薪如此、其多此奇事也、夫人失問憂然又步、更遇行人、就問曰、汝聽可憐事否、行人答曰、有玉井山戶與潮平真牛相恋事、哭此可憐者也、又問曰、除此之外聽生死事否、行人又答曰、有於島尻老蓋人死為子孫者、聚首涕泣、此亦可憐者也、夫人益以失望、心膽如焚、吞声哭回、且說金染待、和尚來經過、二十日而無奇影、因牽小按司到治罪之処、乃責曰、我當先早治罪、但因有和尚之願寬刑、於今然而約期已過、尚無消息、想來不遂和尚之願、今日我將行刑、汝安心閉目、小按司曰、命數已定何為心惑耶、金染令伊敷赤頭曰、汝取劍汝刑、赤頭承命、將動手時和尚飛來、急叫曰、暫勿動劍戎、拿按司信票、在此請早見之、金染見之毫無可疑、就饒小按司以示罪人不孥之政、乃召東辺名曰、令我主按司有諭、汝是叛逆之臣、速斬汝頸、以示衆人、我遵諭治罪、言畢、令伊敷赤頭斬之、

却說、和尚謝辭金染、即同小按司直赴夫人、所在寺院到門前、小按司大叫曰、母親安在、夫人慌來抱小按司、放声大哭、小按司亦大哭、哭罷、和尚謂小按司曰、汝雖憂苦今仍襲祧(墜)業當益勉益勵、勿敢怠荒、小按司叩謝夫人及侍士、拜謝曰、此恩此德天高地厚、啣環結草難、以酬報子子孫孫焚香拜祝、和尚曰、今日歡喜如何、汝等、宜歌舞以回、遂共歌共舞、向城而去。

底本の故事集は、一面八行、一行十八字、楷書で書かれている。できるだけ原文の復元を試みたが、入力都合もあり原則新漢字にした。数は少ないが俗字略字誤字なども見られるものの、いちいち指示していない。なおべた書きよりは分かりやすかろうと、私に説点を施した。

この故事集によると、この組踊の粗筋は概略次のようなものである。

昔大城按司と言う者がいたが、その人柄は傲慢で、人を人とも見ないところがあった。当時瀬長按司と言う者がいて、大城按司と対立するようになり、とうとう軍兵を挙げて大城を攻め、按司を斬殺したが、夫人と若按司は密かに抜け出して行方をくらます。

瀬長按司は後顧の憂いを断つために、巷に高札を建て、大城按司が奢り高ぶっていたので成敗したこと、逃走している夫人と若按司を見つけたものには褒美を与えること、匿った者には三族（父・母・妻の親族）にまで罪が及ぶ、と告げる。

さて、大城按司の家臣に東辺名子というものがいて、戦鬨のさなかに夫人と若按司をつれて、深い山の中に小屋を建てて隠し、逼塞していた。しかしいつまでも腰を屈め、足音を忍ばせて暮らすわけにもいかず、ある日寺社に祈願すべく忍び行く途中、例の高札を見て悲しくなり、若按司の命のことを思いはしたが、こうなっている足を引きずって帰るのもむだだと思い、隠れ家を密告して褒美を貰おうと考える。後の人に後ろ指を指されるだろうとか、世の人に面目を失うだろうか、と思いつつ、凡そ世の中には義と不義しかなく、義にかかわれば苦しみ、義を捨てれば楽しみを尽くすことができる。まさに義を捨てて瀬長按司の城に到って、門番に大城按司の家臣東辺名子であることを名乗り、密告する。

門番からの報告を受けた瀬長按司は宮中に召し入れ、詳しく聞き、大将の宇柴田金染を隠れ家にやり捕縛に向かわせる。金染は命令を受けて家来を連れ、隠れ家を囲み中の様子を伺う。すると小児が出てきて風車を回して遊ぶ。そこへ家の中から一人の女性が追ってきて、この頃は草むらにも人が居り、壁にも耳がある。軽々しく外出してはいけない、といって手を引いて内に入れる。金染はこれを見て、この二人が若按司と大城夫人であることを認めて、金染は家来に出てくるように叫ばせる。金染は出てきた大城の兵士に向かい、「我は瀬長按司の大将宇柴田金染である。我がことばをよく聞け。大城按司は仁義をもって政治を行わなかったので、人も天も見放し、我が主が兵を挙げて征伐したのである。若按司を虜に出すように」と。大城方の侍たちは痛み悲しんで、若按司を養育して御家の再興を計りたいが、これがかなわないのなら、若按司とともに先の按司の墓で死ぬ、といって泣く。金染は大声を挙げて、速く連れて来ないとお前らの命もどうなるか分からない、と迫り、しかたなく若按司を引き渡す。乳母の計らいで、急ぎ家来を大慈院に遣わし、和尚に助けを求める。和尚はこのことを聞いて、救助を約束し、和尚は金染の家に急行する。そして父親の罪で若按司が死刑になると聞いているが、罪人の妻子は罰しないとされている。御慈悲でもって若按司の残りの命を私にくれるように懇願する。金染も承知するが、命令は我が主から出ているので、按司に申し上げるといいだろう、という。和尚も道理と考え、二十日の祈禱修行の間刑を執行しないよう約束して引き上げる。

一方大城夫人は若按司と別れ、その生死も知らず、ある夜悪夢を見て家を飛び出し、通りがかりの人に次々に遇い、悲しい事件がなかったかどうか聞いて回るが、何の音信もなく泣いて帰る。

それに和尚からは二十日の修行が終わっても音沙汰がなく、若按司は刑場に引かれる。金染は部下の伊敷赤頭に命じ、剣を取って処刑しようとするところに、和尚が飛び込み、瀬長按司の赦免の命令を見せ、若按司を助

ける。罪人の妻子を罰しない、まつりごとの正義を示したのである。そしてその命令には、主人に反逆して夫  
人と若按司を売った東辺名をすみやかに首斬るべし、とあり、伊敷赤頭によって即座に執行された。

和尚は金染に感謝して若按司とともに夫人のいる寺院で涙の再会を果たし、和尚に感謝するとともに、喜びの  
あまり、歌い舞いつつ、主従ともに大城へ去っていった。

初めの、我敷の子の、美貌の按司夫人に横恋慕して夫の按司を漁に誘って殺す話と、後の瀬長按司が大城按司を  
滅ぼす話が混在した説話が、『琉球国由来記』巻八「イベガマノ事」に見られる。イベガマは長虹堤の終点で松山  
松下久茂地の接点にあった拜所である。

昔、瀬長ノアンジ・大城按司ノ両城主有リ。瀬長ノ按司ハ王位ノ御智ニテ、此内室、其形チ世ニ麗シク、美好  
ナレバ、大城ノ按司、見初メラレ、恋慕ノ心浅カラズトイヘドモ、ムナシク光陰ヲ送。有夜、瀬長ノアンジヲ  
タバカリ、イザリシテ遊バントテ、海辺ニ件ナヒ行、兎角スルウチニ、隙ヲウカヅヒ、竊ニ瀬長ノ館ニ行、内  
室ヲ侵シケリ。此事、度重リケルニヤ、王位聞召、大城ノ按司ヲ召レケル。按司ハカクトモシラデ、召シニ  
随ヒ上リケル処ヲ、士卒共兼テ上意ヲ蒙リテ此イベガマニ待請、終ニウチ殺シテ埋ミケルガ、其シルシノ塚ヲ  
イベガマトイフトゾ、為何由緒ニヤ、毎年十二月ニ若狭町村ヨリ、藁縄、楚辺大阿母受取、シメヲ引トナリ。  
こうした民間に伝えられた説話をもとに、整理し趣向を取り混ぜて二つの組踊が成立したものであろう。

#### 四 まとめにかえて

組踊研究では、今日でも伊波普猷の『琉球戯曲集』がもっとも基本的図書である。というのも戊の冠船の王府資料を底本にして編集した信頼できるテキストだからである。「戯曲集」以後の組踊研究、戦後の組踊復興にこれほど影響力のあったものはない。そういう重要な図書ではあるが、ケアレスミスを含めて様々な誤謬や批判的に克服すべきところがないわけではない。問題は後進の我々が何を付け加え発展させたかである。『琉球戯曲集』は七十年に及んで十分に役割を果たしてきたし、反省するとすればそれは我々の方にあるのであって、我々は新鮮で鋭い視角で議論を提出する義務を負っているのだ。

一二、例を挙げよう。「戯曲集」の仲秋宴の二番「入子躍」、頭注に「入子、いれこ、組合せ若しくは揃の義」とあって、これが信じられて異論を見ないが、これには天孫氏（「戯曲集」は「天孫子」と）と「大黒天」に率いられた若衆二八人、鞆鼓打二人、しやうこ打（小鼓）二人、太鼓打六人、おんどう（音頭）三人、三線を持って歌を歌う地人数七人が登場する。合計四八人、三間四方の舞台に同時に登場すれば身動きがとれる態勢のように思えない。従って総勢ということだろう。着付に若衆がこきりこ（筑子）を持っているとあるのは、下のくつきりこ踊りの時のことで、まず道入子・若衆扇子踊り「世なをりふし」三歌詞で国王を慶賀、ついで中イリコ・若衆菊花踊り「伊江ぶし」、長イリコ・若衆風車踊り、三ツ入子・くつきりこ踊り「ぜんなこうぶし」、道入子・二才踊り「さつくぶし」・道入子と続く。入子には必ず口唱歌を交えた太鼓の譜が付いている。つまりこれこそ入子の意味であって、「入り込み」にあたるのは、二才踊りの「さつくぶし」に「若衆は内え廻り、二才は外え廻候」とあるところだけで、これを他に及ぼしては困るのである。

右の口唱歌と譜でも想像がつくことだが、このイリコ（入子）というのは太鼓踊りのことである。このイリコということばは沖繩にはないが、隣の鹿児島でよく聞かれることばで、盆踊りに二才中と少年らが鉦や太鼓で囃しながら踊る。その中で、やや大きい太鼓を「イリコ」「イデコ」と呼び、太鼓をデコと総称する。締め太鼓で、胸に掛けて両手にバチを持って踊る。この「イリコ」が近世の琉球で使われているのではないかと思われる。ただこれが琉球ではどのような鼓を指しているかは不明で、戌の「踊方日記」には、「能大鼓」の皮と「しらべ中紅」、小鼓の上と同じ「しらべ」を薩摩へ注文しているくだりがある。能の大鼓と小鼓それに中紅（なかべに）色の調べ緒を注文していることがわかる。同じく「踊方日記」には、「入子拍子師匠并太鼓仕手」つまり主任には泊村の嫡子仲本筑登之が当っている。小鼓は那覇の泉崎の嶋袋筑登之親雲上と仲本子で、仲本筑登之の弟である。次の寅の冠船の時には「謡嶋袋」（ウタシマブク）といわれた嶋袋完興が「入子拍子師匠及小鼓師匠」の仕手に任じられている。かれは道光十七年奥書院で仕舞十一番、囃子二番を上覧に供している。また道光二十一年咸豊七年にも同様の機会を得ている。つまり能の仕舞や謡囃子の当代の名人だったのである。また伊波が「しやうこ打」の「しやうこ」を小鼓と注しているところがある。本文ではわざわざ「しやうこ」と濁点も付けているが、「しやうこ」が正しいのだろう。小鼓（こつづみ）は俗に「しょう」とも言われるからである。

鼓弓の仕手は鳥小堀村の又吉筑登之親雲上と山川村の喜瀬筑登之親雲上、琴は入子拍子の仲本筑登之である。最後に笛は崎山村の真栄城筑登之親雲上と赤田村の古波倉筑登之親雲上である。その上で、仲秋宴の三番若衆「こてふし」の「音取笛太鼓小鼓箏笙三味線小弓琴各一曲調部候間、拍子木打候得ば笛之席大鼓小鼓にて出、一並に立」とある箇所をどう解釈すればよいのか。ここでは太鼓は大鼓（おおつづみ）ではないかというのが一の疑問だが、これ以上進めない。また「箏」と「琴」が同居しているが、唐桑ならいざ知らず、琴柱のない琴はまったく使わな

いはずだのに、これはどうしたことか。「琴」と書いても箏と理解されるのが一般であるが、同じ箇所二つの文字が見られるのは、やはり不自然である。案の定「箏」は「箏」の誤読であった。「踊方日記」には「箏箏」仕手は鳥小堀村の知名里之子とある。これに近い説明が重陽宴の冒頭老人老女にも「音取笛太鼓小鼓箏箏三味線小弓琴調部候而、拍子一段取出る」とある。この箏箏は縦笛、箏は横笛である（この「太鼓」も不審）。

例えば、寅の冠船の時の、八重山での打上げの際の「躍番組」には、「コテ節若衆躍 出羽足拍子」とあって、

一 丸星ハ大鼓 三角ハ小鼓 天ハ太鼓

○——○ △ △ △ 天……線返く打候也

大鼓ノヤート声ヲカキレバ 左ノ足ヨリ出シ 右ノ足出 左ノ足ヲ引テ

左ノ足ニテ右足ノアトウ 太鼓ノイヤ天ト声カキ 共ニトントアシクミ

小鼓ノイヨウヨリ左ノ足ヲ出 右ノ足出 左ノ足ヲ引テ左ノ足ニテ右足ノアトウ太鼓ノイヤ天ト声カキ

共ニトントアシクミ 次第ヲ不乱歩ミ出 太鼓ノイヤ天ト共ニ 東ニ向 立直候得ハ 歌出候也

若衆踊りのこの出羽の足拍子こそ「入子拍子」に相当するものであって、八重山のこの「躍番組」はその面影をよく伝えている。

なお「大鼓」には「ウート」と振られている。能でいう大鼓（おおつづみ、おおかわ）はオードー（大胴）ともいう（方言ウードゥ）。対して小鼓はクードゥ（小胴）で、太鼓もあり、これに笛が加われば能の四拍子になる。

現に石垣にはウードゥ・クードゥという、四拍子編成の囃子が残っている。とすると、王府芸能の地方は、この四

拍子に三線と琴と小弓を加えたものが基本だったのである。

これまで見てきた如く、組踊研究の課題は山積している。本稿ではその一端を例示して、筆者の趣旨を述べてみた。多角的なアプローチを通して、広範に支持されている虚構の「事実」を超越し、琉球芸能研究の新たな地平を開いてほしいのである。